

令和5年度千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会  
第2回経済部会 議事録

1 日時：令和5年7月31日（月） 午後1時54分～午後3時36分

2 会場：千葉市役所高層棟2階 XL会議室203

3 出席者

(1) 委員

鈴木雅之委員、岡本博江委員、鈴木敦子委員、佐藤晴邦委員

(2) 事務局

長谷部経済部長

経済企画課 小花課長、中臺課長補佐、土肥主査、熊澤主任主事

雇用推進課 中臺課長、小熊主査

4 議題

(1) 千葉市勤労市民プラザ（長沼原・幕張）における指定管理者の募集条件、審査基準等に関する事項について

5 議事の概要

(1) 千葉市勤労市民プラザ（長沼原・幕張）における指定管理者の募集条件、審査基準等に関する事項について

千葉市勤労市民プラザ（長沼原・幕張）における指定管理者の募集条件、審査基準等について審議した。

6 会議経過

【中臺経済企画課長補佐】 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻前ではございますが、皆様お揃いですので始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます経済企画課課長補佐の中臺でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。配付資料は、次第、席次表、資料1「本日の議事の流れについて」、資料2「今後の流れについて」、資料3「千葉市勤労市民プラザ指定管理者募集関係資料の作成方法と主な変更点について」、資料4「千葉市勤労市民プラザ指定管理者募集関係資料」、また、参考資料は1から3までとなっております。不足等がございましたらお知らせ願います。

なお、本日の会議資料につきましては、千葉市情報公開条例第7条第5号、第6号に規定する不開示情報を含みますことから、会議終了後、回収させていただきますので、ご了承願います。ただし、資料への書き込み等については差し支えございません。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日、三浦委員におかれましては所用のため欠席となっております。出席委員は総数5人中4人で過半数を超えておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項により、会議は成立しております。

次に、会議の公開及び議事録の作成についてですが、お手元の参考資料2「千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」をご覧ください。

「1 会議の公開の取扱い」の(1)のただし書きのとおり、本日の会議は、公募の方法により指定管理予定候補者を募集する場合における募集条件、審査基準を審議する会議に該当しますので、非公開となります。

また、議事録については、「2 議事録の確定」の(1)のとおり、事務局案に対する部会長の承認により確定することとなります。議事録の公開時期ですが、指定管理予定候補者の決定後の公開となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、開催に当たりまして、経済部長の長谷部よりご挨拶申し上げます。

**【長谷部経済部長】** 経済部長の長谷部でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より市政各般にわたりまして多大なるご支援、ご指導をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

本日の経済部会では、千葉市勤労市民プラザの次期指定管理者の募集に当たって、募集条件、審査基準等についてご審議いただきます。

6月27日に開催しました第1回経済部会での総合評価を踏まえまして、事務局案を作成しましたので、委員の皆様におかれましては、豊富な経験と専門的な立場から忌憚のないご意見を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

**【中臺経済企画課長補佐】** それでは、議事に入る前に、本日の議事の流れについて事務局より説明します。

**【小花経済企画課長】** 経済企画課の小花でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議事の流れについてご説明させていただきます。お手元の資料1「本日の議事の流れについて」をご覧ください。

まず、勤労市民プラザを所管する雇用推進課から次期指定管理者の募集条件、審査基準等についてご説明します。次に、委員の皆様からの質疑とともに、修正を要する点や追加すべき点等についてご意見をいただきます。その後、10分程度の休憩を挟んだ後、事務局で取りまとめた意見案をご確認いただきます。意見案に対する協議を行い、最終的に部会の意見として決定していただき、本日の審議は終了となります。

説明は以上でございます。

**【中臺経済企画課長補佐】** ただいまの事務局の説明について、質問等はございませんでしょうか。

質問等がないようですので、議事に入らせていただきます。

鈴木部会長、よろしくお願いたします。

**【鈴木部会長】** 皆様、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私たちにとっては初めての基準づくりと審査に入っていきますので、不慣れなところはあるかもしれませんが、円滑に進めていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会第2回経済部会を開催いたします。

議題「千葉市勤労市民プラザ（長沼原・幕張）における指定管理者の募集条件、審査基準等に関する事項について」に入ります。

まずは、事務局より説明をお願いします。

**【中臺雇用推進課長】** 勤労市民プラザを所管する雇用推進課長の中臺でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今回の指定管理者募集関係資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りしていますA4フラットファイル資料とは別に、A3で右上に「資料3」と書かれている「千葉市勤労市民プラザ指定管理者募集関係資料の作成方法と主な変更点について」というものがございます。こちらは、公募を行った平成25年度と非公募で指定した令和2年度と今回の記載事項を比較できるようになっております。

では、A4フラットファイル資料の1つ目のインデックス「募集要項」についてご説明します。

まず、2ページをご覧ください。今回募集する管理対象施設は、「千葉市長沼原勤労市民プラザ」と「千葉市幕張勤労市民プラザ」で、募集に当たっては、実質的な管理形態を同じくし、同種の事業を行っている両施設が連携して事業を展開するスケールメリットへの期待、また、一括管理することにより市民サービスの向上と経費の縮減等が期待されるため、両施設の指定管理者を一括して募集するものです。

以降、市の「ひな形」と異なる部分を中心に説明させていただきます。

3ページをご覧ください。(2)の指定期間ですが、今回は5年間とします。

令和3年度から今年度までの現指定管理期間における事業者選定は非公募による選定でした。事業者を最後に公募したのは平成25年度で、今回は10年振りの公募ということになります。

このような変則的な事業者選定となった理由ですが、勤労市民プラザが施設の在り方を検討する施設と位置づけられていることによるものです。昨年度も両施設の在り方について、市役所内の関係部署と検討しましたが、両施設とも相応の利用者数があること、近隣における住宅開発、企業立地が増えていることから、今後利用者の増加が見込まれることに加えて、プラザ特有の機能として企業が営利活動に使用できることから、廃止した場合に近隣類似施設では代替しきれないことなどの事情が勘案されたものです。そのため、設置目的等に合致するよう、勤労者向けの新たなサービス導入等を検討し、稼働率の改善を図ること、老朽化対応が必要な長沼原の修繕は、緊急性の高い部分のみ実施すること、近隣コミュニティセンターとの統合などについては、近隣施設の利用状況調査などを継続して行い、必要に応じて関係局と区を構成員とする庁内会議を設置し協議することといった条件の下、当面の間、勤労市民プラザとして継続し、指定管理者の選定については、公募かつ指定管理期間5年という方針を決

定したところ です。

続きまして5ページをご覧ください。上段の施設概要ですが、長沼原における特記事項が2点あります。

1点目は、令和6年6月から令和7年3月にかけて空調設備の大規模改修工事を予定しており、工事期間中は休館が必要となります。

2点目は、運動広場と位置づけられている部分について、南側約半分程度の敷地が令和6年度末以降、長沼原保育所の建替用地となり、利用ができなくなります。保育所の建設工事期間は令和7年度から8年度中を予定しており、工事期間中は運動広場全体が利用できなくなります。

続きまして、6ページの「(4) 指定管理者制度導入に関する市の考え」をご覧ください。成果指標の設定に当たりまして、指定管理者に求める勤労者福祉への寄与について、3段落目に「設置目的、ビジョン・ミッションの適正な理解に基づき、勤労者団体や企業利用の増加に努め、勤労者福祉の増進に寄与する運営を期待する。」と追加記載をしています。次の表の中に、成果指標と数値目標を記載しています。成果指標は、指定管理者による施設の周知・広報や適切な管理運営を評価する適切な項目として、これまで同様、利用者数と稼働率を採用したいと考えております。

また、今回は両指標ともに毎年の数値を具体的に設定し、指定管理期間最終年度である令和10年度に両施設のコロナ禍前に記録した最高実績と同等に達するように設定をしています。

利用者数については、長沼原の利用人数最高値は平成29年度に12万6,740人、幕張は平成28年度に12万905人、両施設を合計した24万7,645人で1,000人未満を繰り上げまして、24万8,000人を最終年度の目標値に設定しています。この目標値に向けて緩やかに数値が増加していくように、5年間の目標値を設定しています。この傾きは、利用料金収入額を見込むに当たり採用した傾きとしています。

なお、令和6年度の目標値が低く設定されていますが、施設概要で説明したとおり、長沼原の改修工事による休館を考慮したものになります。

稼働率についても、過去の最高値を基礎に算定しています。なお、稼働率は分母が「利用できるコマ数」、分子が「利用されたコマ数」で算出していますので、長沼原の休館時は「全館が利用できないコマ数」となり、分母、分子ともに稼働率の算出には含まれないため、令和6年度の目標値への影響はありません。

次に、16ページをご覧ください。「9 経理に関する事項」の(1)のアですが、2段落目に、指定期間中に条例上の利用料金を変更する可能性があることを記載しています。通常は指定期間満了で新たに指定管理者を募集する場合に料金改定を実施しますが、今回に関しては、物価高騰下における市民負担の増加に配慮した形で、料金改定は行わないことになりました。他方で、令和8年度に市の指定管理施設の利用料金見直しの予定があることから、追加記載を行ったものです。

次に「イ 指定管理料」です。お手元の資料では、数値が具体的に示されておらず、金額が〇〇千円となっていますが、物価や人件費の高騰見通しが不透明であることから、先週ようやく財政局との協議が調いまして、指定管理期間5年間全体の指定管理料の基準額は3億3,000万円ということになりました。5年間ですので、年平均6,600

万円となります。現在の指定管理期間では、3年間で1億7,400万円、年平均5,800万円ですので、昨今の物価、人件費の高騰分を勘案し、増額する形となっています。

最後に19ページをご覧ください。「審査基準」についてです。「指定の基準・審査項目」の市のひな形で、表中「5 経費縮減」と「6 その他市長が定める基準」以外の各項目は原則として5点を配点していますが、施設を管理する各所管課が重視する項目については、配点変更することが可能となっています。

なお、配点変更の考え方につきましては、後ほど「選定基準」で詳しくご説明させていただきます。

「募集要項」についての説明は以上です。

次に、2つ目のインデックス「管理運営の基準」についてご説明します。

まず、2ページをご覧ください。総則部分ですが、管理運営の基準の位置づけ、基礎的な遵守事項、業務の範囲・内容及び関係法令の記載をしています。

次に、6ページをご覧ください。「(4) 利用料金について」の「ア 利用料金制度」ですが、本施設は利用料金制度を導入しており、徴収した利用料金は指定管理者の収入となります。

次に、A3資料の3ページの2段目、「(4) 陶芸窯の使用について」をご覧ください。「管理運営の基準」では8ページとなります。陶芸窯は取得後、長期間が経過し、劣化が激しく不具合が頻発してしまっており、都度、指定管理者が修繕を行い、延命を図っているところです。陶芸窯の年間利用料金収入は両施設とも20万円から30万円程度ですが、減少傾向が続いてしまっており、同等の新しい窯に買い換えた場合、1台当たり200万円以上が見込まれるため、買換えが難しい状況となっています。そのような状況を勘案しまして、前回までは陶芸窯の使用については、「サービスに支障がないように対応すること」と記載していましたが、今回は「最善の措置を施し、修繕に努めること」と改め、提供の中止を含ませた表現としています。

次に、「管理運営の基準」の9ページをご覧ください。「保守管理業務」について記載していますが、前回までは施設別に同様の記載をしていましたので、各プラザ特有の部分だけを特出しして書くような形にしています。

次に、A3資料の3ページの4段目、「イ 庭球場及び運動広場の保守管理業務」をご覧ください。平成25年度と令和2年度は、「運動広場は調整池になっているため」という記載がありますが、調整池を所管する部署に確認した結果、長沼原の運動広場は調整池に位置づけられていないことが確認されたため、令和5年度は、「周囲の土地よりも低くなっており、主に雨天時にはほぼ使用不可能となるため、対応について考慮すること」という形に改めています。

次に、5段目の「エ 防災対策設備機能維持業務」をご覧ください。昨年度、両施設の所長が防火管理者講習の再講習の受講期限を失念する事案があったことから、令和5年度の記載に、「指定管理者は、施設の防火管理上、必要な業務を計画的に行うため、防火管理者を選任し、消防法第8条第1項の義務を果たすこと。また、防火管理者に選任された者は、必要な再講習を遺漏なく受講すること」という記載を追加しています。

次に、4ページをご覧ください。1段目と2段目の「自主事業」の項目ですが、令和

5年度の記載に、「3 施設の存在意義を高める事業の実施」と、「4 自主事業実施計画書に記載されていない自主事業の実施」を追加しました。3については、自主事業の実施に当たって、プラザの設置目的である勤労者福祉を意識し、企業や勤労者のニーズを踏まえた事業を実施するよう求めるものです。4については、全庁的な管理運営の基準の標準記載事項として、「自主事業を行う際の手続」が定められたことから、記載するものです。

「管理運営の基準」についての主な変更点は以上となります。

続きまして、3つ目のインデックス「様式集」についてご説明します。

様式集につきましては、全庁で統一された様式を使用していますので、異なる記載をした部分についてご説明します。A3資料4ページの一番下、「提案書様式第14号」をご覧ください。令和5年度の下線部分ですが、「利用者数、特に勤労者団体や企業の利用増加」と「及び施設周辺環境の変化」を追記しています。米印ですが、「施設周辺環境の変化」の注釈として、長沼原においては「周辺の物流施設の増加」、幕張においては「周辺の集合住宅の増加など」と利用者増加を図れる要素を記載することで、利用増につなげる方策を記載するよう促しています。

続きまして、A3資料5ページの最上段「提案書様式第18号」をご覧ください。令和5年度の下線部分ですが、「勤労市民の文化の向上及び健康の増進等」を追記しまして、勤労者福祉に寄与する自主事業の実施に向けた具体的方針を記載するよう促しています。

「様式集」についての主な変更点は以上となります。

次に、4つ目のインデックスと5つ目のインデックス、「仮協定書」と「基本協定書」につきましては、全庁で統一された様式を基に作成しておりますので、参考配付とさせていただきます。

最後に、6つ目のインデックス「選定基準」についてご説明します。

1ページをご覧ください。「(1) 形式的要件審査」ですが、第1次審査における応募資格要件の確認は事務局が行います。

次に、委員の皆様には、第1次審査で資格要件を満たした応募者につきまして、「(2) 提案内容審査(第2次審査)」を行っていただきます。審査方法ですが、提案書の記述内容等について、本選定基準に示す採点基準に従って、各委員が審査項目ごとに評価及び採点し、採点結果の委員1人当たりの平均点を審査項目ごとに算出後、合計して総得点を算出します。算出した総得点を基に、選定評価委員会における合議により、最優秀提案、第2順位、第3順位の提案を選定します。総得点に疑義がある場合は、合議により採点の修正等を行うことができます。ただし、総得点の合計が最も高い提案であっても、個別の審査項目において管理運営の基準等に示す水準に満たない提案がある場合などは、失格とする場合があります。

なお、合計の点差が満点の1%以内、今回の案では点数の合計は170点が満点となりますので1.7点となります。1.7点差以内の場合、得点の高低から順位を決定することは妥当ではなく、総合的な評価を行うという観点から、総得点にかかわらず、選定評価委員会における合議により順位を決定します。

委員の皆様に行っていただく評価方法ですが、6ページの「ウ 各項目の審査・採

点方法」の「(ア) 原則」をご覧ください。こちらに基づきまして、「A」評価から「E」評価までの5段階評価を行っていただきます。委員の皆様には評価いただいた後、右側の得点欄に定められた係数を配点に乗じて点数化し、採点をします。

次に、4ページをご覧ください。表の中の5の「(2) 管理経費(指定管理料)」は、個別項目として一番高い配点の20点となっています。それ以外の項目は、基本配点が5点または3点となっていますが、事務局にて特に重要と判断する項目については、配点を加点している項目がありますので、5ページでご説明します。

まず、「2(7) 施設の保守管理の考え方」と「2(8) 設備及び備品の管理、清掃、警備等」ですが、特に長沼原の老朽化等を勘案し、適切な施設の保全・点検、設備の保守・修繕が必要であることから、両項目の基本配点に5点を加点し、10点としています。

次に、「3(2) リスク管理及び緊急時の対応」ですが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したとはいえ、引き続きあらゆる感染症への対策を迅速かつ適切に行う必要があることから、基本配点に5点を加点し、10点としています。

次に、「4(4) 施設の利用促進の方策」ですが、施設の在り方検討の結果、当面の間、プラザとして存続することを勘案し、利用者数の増加や勤労者福祉への寄与を通じて、施設の存在意義を高めることが重要との考え方から、基本配点に10点を加点し、15点としています。設置目的やビジョン・ミッションに関連させ、勤労者団体や企業の利用、利用者数の増加・稼働率の改善方法を提案していただきたいと考えております。

次に、「4(8) 自主事業の効果的な実施」ですが、自主事業の実施内容について、勤労市民の福祉の増進への寄与を期待していることから、基本配点に5点を加点し、10点としています。自主事業は、本来の管理運営業務とは別に、指定管理者の自主性を尊重する必要があることから、「施設の利用促進の方策」の15点と比較して、加点を少なくしています。

次に、「5(1) 収入支出見積りの妥当性」ですが、施設の管理運営を適正に行っていくには、妥当な見積りに基づく収支計画が重要であることから、基本配点で10点とされているため、加点は行っていません。

次に、「5(2) 管理経費」ですが、「管理経費の縮減」は、「市民サービスの向上」と並ぶ指定管理者制度の主要目的の1つであることから、基本配点としては一番高い20点とされています。

なお、「管理経費」の配点は、満点の20%以内と定められていますが、170点に対して11.7%となっているため、このルールもクリアしています。

配点の説明は以上となります。

次に、7ページの「採点基準」についてご説明します。

まず、「2 施設の管理を安定して行う能力を有すること」ですが、担当部局が作成しているひな形では、各項目についての点数が明記されておらず、配点が5点ということだけ記載されています。そこで、プラザの主要業務が部屋貸しであることから、公の施設の貸室業務の実績がある場合は1点、通算5年以上の実績がある場合にはさらに1点加点し、2点としています。

また、プラザが利用料金制度を採用する施設であることから、利用料金制度を導入している公の施設の貸室業務の実績がある場合は2点、通算5年以上の実績がある場合にはさらに1点加点しており、最高で3点となります。利用料金制度は、無料の貸室業務とは異なり、利用料金が指定管理者の収入となるため、こちらの配点を高くすることで創意工夫をしていただきたいと考えております。

その他の部分は、全てひな形に従った記載となっています。

説明は以上でございます。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見を承っていきたいと思います。なお、意見につきましては、部会として修正をしていくこととなりますので、意見であることを明確にお示しいただければと思います。

**【佐藤委員】** 令和2年度は非公募のため1者という話でしたが、平成25年度の公募時は、何者から応募があったのですか。

**【中臺雇用推進課長】** 5者です。

**【佐藤委員】** 審査は1日でやられたわけですか。

**【中臺雇用推進課長】** はい。

**【佐藤委員】** 審査は書類のみで行うのですか、それとも事業者を呼ぶのですか。

**【中臺雇用推進課長】** 第3回経済部会に事業者を呼び、直接説明をしていただきます。

**【佐藤委員】** 何か聞きたいことがあればその場で聞けるということですか。

**【中臺雇用推進課長】** はい。

**【佐藤委員】** 採点の仕方ですが、1者終わるごとに採点をしていく形ですか。

**【中臺雇用推進課長】** はい。なお、全体を見た上で最後に修正することも可能です。

**【佐藤委員】** 分かりました。

**【鈴木部会長】** 市のホームページに選定評価委員会の過去の議事録が出ていますので、参考にご覧いただければと思います。そのほかいかがでしょうか。

**【鈴木(敦)委員】** 募集要項の応募資格について、「法人その他の団体であること、団体の形態は問いません」とありますが、提出書類のうち、財務諸表については、監査役等の監査を受けたものが望ましいので、会社の形態としては、監査役等を置いている者という形にしていただきたいと思います。監査役等については、小さな会社でも置くことは可能ですので、規制するという意味にはならないと思います。

そこまで求めることが難しいのであれば、審査項目「2(2)団体の経営及び財務状況」の配点をもう少し高くしていただきたいと思います。財務状況等がしっかりしていなければ、施設の保守管理等も立ち行かなくなってしまうので、その配点が5点というのは低いのではないかと。選定基準の8ページに財務状況を判断する審査基準も載っていますが、監査役等の監査を受けている財務諸表の提出があれば、信頼性が高いということで加点をするなど、財務状況等の部分をもう少し重視してもいいのではないかと考えます。併せて、指定管理者として選定された後も財務諸表を提出する際は監査報告書を添付するような形にいただきたいと思います。

また、指定管理者の年度評価において財務諸表と一緒に収支状況が出てきますが、算出された数字の根拠が見えてきません。それを基に利益の還元の数値が決まってくることに、とても違和感があります。指定管理者からはその根拠資料も提出していただいて、どのように導き出したのかというのを確認した上で、合理的に算出しているといった評価が必要ではないかと考えております。

以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。今のご意見についてはいかがでしょう。

**【中臺雇用推進課長】** 募集要項の応募資格の部分につきましては、指定管理者制度全体を管轄する総務局で決めていますので、我々で変えることは難しいです。

審査基準の部分で加点することは我々の範疇で可能ですので、そちらについて検討させていただくということによろしいでしょうか。

**【鈴木部会長】** 私の理解は違うのですが、応募資格は変えずに、提出書類の中に監査報告書を入れるのはどうかということですね。

**【鈴木（敦）委員】** そうです。ただ、それだと作成している場合のみになってしまうと思います。理想としては、この指定管理者に応募するために、うちの会社は監査役を置こう、ということをやっただけだと一番いいと思います。

**【中臺雇用推進課長】** 提出書類に監査報告書を追加できるかどうかは確認します。

その上で、我々としても、委員の皆様の合議の結果としてそうすべきだという結論であれば、この部分の審査項目の配点を高くすることは可能だと考えております。

**【鈴木（敦）委員】** 募集要項を変えたほうが健全な経営がなされると考えますが、この場で発言させていただいて、担当部局に届くのでしょうか。

**【中臺雇用推進課長】** 担当部局にそういうご意見があるということをお伝えさせていただきます。

**【鈴木（敦）委員】** 分かりました。

**【鈴木部会長】** 見積りなどの事業費の妥当性については、様式第19の2号で、「管理運営経費の見積り条件、算出根拠等を具体的に記述してください」と書いてあるのですが、先ほどの質問はそれで大丈夫ですか。

**【鈴木（敦）委員】** これは計画についての記述ですよ。

**【中臺雇用推進課長】** 管理運営をするに当たっての計画上の収支見積りとなります。

**【鈴木（敦）委員】** 指定管理者になった後の収支状況が出てきたときに、数値の算出過程が全くのブラックボックスで、それを計画額と比較して利益還元が決められていることに違和感がありますので、根拠資料を求めていただきたいです。

**【鈴木部会長】** 今回の募集条件ではなく、指定管理者として選定された後の、年度評価を行う際に必要ということですね。

**【鈴木（敦）委員】** はい。それをいただかないと、会計士と呼ばれて、「これは正しいですか」と聞かれても、答えようがないです。

**【鈴木部会長】** それは理解しました。ただ、基本協定書等に書かざるを得ない可能性もありますので、募集要項を出す前に決めておく必要があります。

**【中臺雇用推進課長】** 基本協定書の第23条で、算定根拠についての文言を追加す

ることは可能です。

**【鈴木（敦）委員】** 分かりました。

**【鈴木部会長】** ブラックボックスではないことが判断できるものが必要だというご意見だと思います。それと点数はどこを加点しますか。

**【鈴木（敦）委員】** 「選定基準」の4ページ、「審査項目及び配点」の中の2の「(2) 団体の経営及び財務状況」の配点は5点となっていますが、全体のバランスから見ても低いように感じます。8ページの「(2) 団体の経営及び財務状況」で、「提出された財務諸表等に基づき、指定期間中、安定して業務を行うことができる経営及び財務状況であるか、以下の基準による5段階評価で採点する」と記載されていますが、監査を受けている財務諸表であれば、信頼性が高いということで加点してはどうかと思います。可能であれば10点ほど加点していただきたいです。

**【岡本副部会長】** 財務状況の点数を上げた場合、代わりに他の点数を下げる必要がありますか。

**【中臺雇用推進課長】** 下げる必要はありません。

**【鈴木部会長】** 例えば、大学を誘致する際、我々は都市と大学の関係性などは見ますが、何十億というお金をかけますので、財務状況の部分については事務局で審査をするという方法がありますが、そのような方法はとらないということですね。

**【長谷部経済部長】** 全て委員の皆様に審査していただきます。

**【中臺雇用推進課長】** 財務リスクが全くないと言い切るための判断材料として、A評価を取るためには監査報告書が必要であるという解釈で進めていくのはいかがでしょうか。

**【鈴木（敦）委員】** 全体的にこの基準で採点するのはすごく難しいです。監査報告書がついていて、安定した財政状態だからといって今後も財務リスクが全くないとは言いきれないと思いますので。

**【長谷部経済部長】** そこに関しましては、あくまでも事前の評価になります。実際の指定管理は翌年の4月からになりますので、当然タイムラグが出てきます。選定の時点における財務リスクについてご判断をいただければと思います。

得点は5段階で差はつけていきますし、ご提案いただきました監査報告書につきましても、作成している場合は提出してもらおうように書きぶりを直します。監査報告書が提出されて、財務状況もいいということであれば、5、4辺りの評価はいただけるかと思います。

**【佐藤委員】** 監査報告書は確かに重要だと思います。応募した会社が任意で出してきたというのでしたら判断材料にはなりません。しかし、市が要請をした上で監査報告書を出してきたとすると、審査をする立場からすれば心証が良くなると思いますし、逆に出してこなければ少し違うよねという判断にならざるをえません。出すかどうかの判断は会社側にあるとしても、市から要請はしていただいた方が我々としては評価しやすいのかなという感じがします。

**【鈴木部会長】** では、私と事務局で協議して、まとめたものをメールで皆さんに一度見てもらうということで進めたいと思います。そのほかいかがでしょうか。

**【佐藤委員】** A3資料の3ページのところで、陶芸窯の説明があり、かなり老朽

化しているとのことでしたが、更新や買換えの予定はあるのですか。

**【中臺雇用推進課長】** 陶芸窯の利用者数は減少傾向にあり、かつ、特定のグループのみの利用となっています。このような状況ですので、他のものに優先して 200 万円かけて買換えをするというのは説明が難しいというのが実情でございます。

**【佐藤委員】** 市として出来る限り長く使ってもらいたいというのは分かりますが、安全面などは大丈夫だろうかと思ってしまいました。この文言の中に安全面を勘案する内容を入れたほうがいいのではないかと思います。とにかく長く使ってほしいみたいな感じになってしまって、安全面がおろそかにされているような印象を受けました。

**【鈴木部会長】** 併せて、運動広場を調整池と勘違いしていたところの書きぶりですが、調整池ではないので、「雨天時」というのは、庭球場と同じように「降雨翌日以降の貸出しについては、対応をしっかりとるように」ではないですか。調整池だったら仕方がないですが、そうでない場合は、市の施設の特性に過ぎないので、指定管理者にしっかりと対応してもらおうべきかと思えます。

**【中臺雇用推進課長】** では、陶芸窯の安全面の確保と運動広場の降雨後の早期の復旧などの部分について、追記をさせていただきたいと思えます。

**【鈴木部会長】** そのほかいかがでしょうか。

では、いただいたご意見で、修正できる部分はこの場で修正しておきますか。

**【小花経済企画課長】** 10 分ほどお時間をいただきまして、事務局で意見の取りまとめをさせていただければと存じます。

**【鈴木部会長】** では、再開を 15 時 25 分にしたいと思えます。よろしく願います。

( 休憩 )

**【鈴木部会長】** 再開いたします。では、事務局から説明をお願いします。

**【中臺雇用推進課長】** プロジェクターをご覧ください。

まず、「管理運営の基準(案)」についてです。陶芸窯の使用については、取得後長期間経過していることから、「安全面に十分配慮し」を追記いたします。また、運動広場については、「主に雨天時にはほぼ使用不可能となるため、対応について考慮すること」を「降雨後の対応を適切に行い、早期の利用再開に努めること」に修正いたします。

次に、「様式集(案)」ですが、提出書類に「監査報告書(作成している場合のみ)」を追加いたします。

次に、「選定基準(案)」ですが、「団体の経営状況及び財務状況」については、配点を 5 点から 10 点に変更いたします。監査報告書があるところが高い点を取れるという共通認識を持っていただければと考えております。

最後に、「基本協定書(案)」ですが、第 23 条第 2 項の「収支予算書(様式第 4 号)を添付して」を「収支予算書(様式第 4 号)及び収支予算書の積算根拠資料を添付して」に修正いたします。併せて第 24 条第 2 項の「収支決算書(様式第 7 号)を添付して」を「収支決算書(様式第 7 号)及び収支決算書の積算根拠資料を添付して」に修正いたします。

以上でございます。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。

ただいま委員の皆様から出していただいたご意見を基に、事務局の修正案が出てきました。特に鈴木委員はこれでよろしいですか。

**【鈴木（敦）委員】** 大丈夫です。

**【鈴木部会長】** 分かりました。

では、本日の委員会としては、この修正案で決めたいと思います。今後、事務局あるいは庁内のやり取りで修正があれば、私と事務局で協議をしていきたいと思います。

では、承認いただいたということで、議題を終了とさせていただきます。

続きまして、今後の予定につきまして、事務局より説明をお願いします。

**【小花経済企画課長】** 今後の予定についてご説明させていただきます。

まずは、長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございました。

お手元の資料2「今後の流れについて」をご覧ください。今回は、第2回経済部会として、勤労市民プラザの次期指定管理者の募集条件、選定基準等についてご審議いただきました。

本日いただきましたご意見等を踏まえつつ、8月7日から募集要項や管理運営の基準を公表し、募集を開始いたします。その後、10月27日の第3回経済部会では、次期指定管理予定候補者の選定についてご審議いただきます。各応募者のプレゼンテーションをお聞きいただきまして、先ほどご審議いただきました選定基準に基づき、採点をしていただきます。

第1位の予定候補者のほか、第2順位、第3順位まで決定していただき、選定評価委員会から市へ答申をいただきます。答申を踏まえ、市として次期指定管理予定候補者を決定し、仮協定を締結した後に、11月頃に開会予定の市議会第4回定例会において、指定議案及び債務負担行為の補正予算を提出いたします。市議会の議決後、指定管理者を指定、基本協定を締結し、令和6年度より新しい指定管理者による管理が開始となる予定でございます。

説明は以上でございます。

**【鈴木部会長】** ただいまの説明につきまして、何かご質問ありますでしょうか。

私から事務局へのお願いになりますが、9月15日が応募者の受付終了日ですので、速やかに10月27日のスケジュール等を作成の上、お知らせいただければと思います。

おかげさまで、皆様のご協力により円滑に進めることができました。ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しします。

**【中臺経済企画課長補佐】** 長時間にわたりましてご審議いただき、誠にありがとうございました。

2点、事務連絡を申し上げます。

まず、本日の議事録ですが、後日、皆様にご確認をお願いする予定です。案を作成次第、事務局よりご連絡しますので、ご協力をお願いいたします。

次回の第3回経済部会は、10月27日の開催予定でございます。お忙しい中恐れ入りますが、ご出席のほどよろしくをお願いいたします。

なお、常任委員の皆様は、第2回農政部会が8月4日開催予定となっておりますので、出席方よろしく願いいたします。

以上で本日の会議は終了いたします。どうもありがとうございました。